

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

駒ヶ根市長 伊藤 祐三

市町村名 (市町村コード)	駒ヶ根市 (202100)	
地域名 (地域内農業集落名)	下在地区 (上市場・下市場・南部・北部・南原・放下小平・中通・宮の前原垣外・上赤須第1・上赤須第2・上赤須第3・上赤須第4・上赤須第5・上赤須第6・町1区の1・町1区の2・町2区の1・町2区の2・小城・町3区の1・町3区の2・町4区の1・町4区の2・町4区の3・町4区の4・北の原)	
協議の結果を取りまとめた年月日	下在地区(役員会)	令和5年7月11日 (第1回)
	下在地区	令和6年2月6日 (第1回)
	下在地区	令和6年2月19日 (第2回)
	市場割区	令和6年3月8日 (第1回)
	小町屋区	令和6年3月12日 (第1回)
	町1～4区	令和6年3月14日 (第1回)
	上赤須区	令和6年3月19日 (第1回)
	下在地区(役員会)	令和6年7月2日 (第2回)
	市内(規模拡大希望者等)	令和6年8月6日 (第1回)
	下在地区(役員会)	令和6年8月7日 (第3回)
下在地区	令和6年9月19日 (第3回)	
下在地区(役員会)	令和6年10月17日 (第4回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・担い手の高齢化や集落営農組織や兼業農家における後継者不足による農業者の急激な減少が懸念され、世代交代と遊休農地化への対策が必要。
- ・農業者が急に農業を継続できなくなった際の、緊急対応体制が確立していない。
- ・農地の急な転用(宅地転用)や優良農地の転用により、農地を守れなくなる。
- ・農地所有者の高齢化や無関心化により、畦畔や用水路などの農業インフラの維持管理が担えなくなりつつある。
- ・若い世代の農業者が発言する場が減っており、次世代の意見をくみ上げられなくなっている。
- ・環境保全型農業や資源循環型農業などへの取り組みが少ない。
- ・農事組合法人への集積や耕作の依頼が多くなってきているが、法人の高齢化や人手不足等により受け入れることができない農地が出てきている。
- ・兼業農家や小規模で農地を守っている農家が、農業を続けられるような仕組みが必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水田経営を中心に果樹、花卉、野菜を加えた多彩な複合経営を推進し、新たな地域農業を行うための重点転作作物の設定により、生産団地の育成を図り、果樹、野菜を中心に生産拡大を進める。
- ・特に水稻栽培は、農地集積による生産性の向上等、低コストによる効率的な稲作を推進する。
- ・地区内関係者が地区内で守れる農地を守りながら、市内外からの新規参入の促進を図る。
- ・地域営農組合は地域の担い手である農事組合法人・認定農業者・認定新規就農者が協力して地域農業発展に取り組めるよう働きかける。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	378 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	378 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・担い手を中心に農地バンクを通じて集積・集約化を進め、また、集積・集約化については農業委員・農地利用最適化推進委員が調整する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・地域の中心となる担い手に集積・集約化する農地は、農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向や所有者の貸付意向時期に配慮しつつ、農業委員・農地利用最適化推進委員が段階的に集約化を行う。
(3) 基盤整備事業への取組方針
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・専業農業者、新規就農者、兼業農業者により専門オペレーターを育成し、担い手組織による大型機械作業および、兼業農業者の栽培作業参画など、地域全体が農業に携わり、農地を守る集落営農を推進する。 ・担い手確保や新規就農者へ手厚い支援が行えるよう、地区営農組合が調整を図りながら関係機関と連携し、親元就農、新規就農者を呼び込む取組みを増やすことで仕組みづくりを図る。 ・地区営農組合として、新規就農者へ農地をあっせんする仕組みを、就農希望者への研修とあわせて構築する(市役所新規就農担当者やJAと連携)。 ・若者を中心とした農業技術を取得する機会を継続的に提供し、若手農家が意見表明できる場を作ることができるような仕組みづくりを図る。 ・販売探索へ継続的に取り組めるよう、需要家と意見交換する場を提供する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・農業法人を中心に、農地の集積や農作業受委託、複合化の推進、機械利用体系の検討と共同意識の高揚により作業効率を高め、土地利用型作物を中心に地域の合意形成による組織活動を展開する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】